

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月31日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 11 号

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の3第2項第1号中「若しくは第10号の2」を「、第10号の2若しくは第12号」に、「若しくは配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額若しくは特定親族特別控除額」に改める。

第5条第1項本文中「受給者証（別記様式）」を「条例第4条第2項に規定する受給者証（以下「受給者証」という。）」に改め、同項ただし書中「この項本文の」を削る。

第6条各号列記以外の部分及び第3号中「ないと認定した」を「あると認定しないこととした」に改める。

別表第1金額の欄中「3, 661, 000円」を「3, 758, 000円」に改める。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則第3条の3及び別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）